



**特定建築物による規制対象**

床面積3000m<sup>2</sup>以上(学校は8000m<sup>2</sup>)の興業場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館

水道法(水道事業、専用水道、簡易専用水道)、特定建築物等の適用を受けないもの  
 飲用井戸等衛生対策要領(厚生労働省健康局長通知)により各県で指導